

冬に多い感染症に注意しましょう

長寿豆知識

その13

冬に流行しやすい感染症にインフルエンザ、感染性胃腸炎などがあります。

この中でも高齢者が特に注意すべきなのは**インフルエンザとノロウイルスによる感染症**です。

インフルエンザの**感染力は非常に強く**、日本では毎年約1千万人、**約10人に1人が感染**していると考えられており、特に基礎疾患などがある高齢者は**肺炎などを併発し**、毎年約1万人が亡くなっていると言われています。

また、ノロウイルスによる食中毒は毎年300～400件が報告され、約1万人の患者が出ており、特に基礎疾患などがある高齢者では、おう吐による吐しゃ物や誤嚥性肺炎などにより亡くなる場合も考えられます。

ノロウイルスは12～1月に、インフルエンザは1～2月の間に発生のピークを迎える傾向があります。冬にウイルス感染症が流行しやすい理由は、低温・低湿を好むウイルスにとって、寒く、空気が乾燥する冬は最適な環境であり、高温・多湿の夏よりも長く生存できるために感染力が強くなるのです。

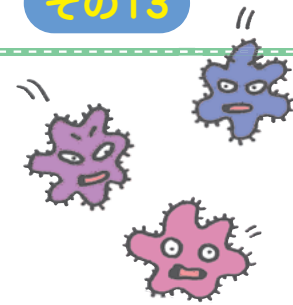
インフルエンザやノロウイルスなどの対策に共通していることは、ともに**手洗いの励行**です。

特にこどもや高齢者などの抵抗力の弱い方は、**加熱が必要な食品は中心部までしっかり加熱することが必要**です。

また、インフルエンザの場合はマスクの着用、インフルエンザ予防接種と二次的な肺炎を防ぐために肺炎球菌の予防接種をあらかじめ受けることが大切です。



川崎市 健康福祉局 医務監 坂元 昇



広報かながわ 広域連合

第17号

編集・発行

神奈川県後期高齢者医療広域連合事務局

〒221-0052 横浜市神奈川区栄町8-1

ヨコハマポートサイドビル9階

☎045(440) 6700 ファクス045(441) 1500

http://www.union.kanagawa.lg.jp/

広域連合長あいさつ

平成27年8月に、神奈川県後期高齢者医療広域連合長に就任いたしました、相模原市長の加山俊夫でございます。

日頃から、被保険者の皆様、医療機関、その他関係者の皆様には、本広域連合の運営につきまして、御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

後期高齢者医療制度は、高齢者医療を社会全体で支える観点に立ち、世代間の負担の明確化を図るために、平成20年4月にスタートしました。本広域連合は、被保険者数が93万人を超え、平成26年度の療養給付費などは約7,155億円と、東京都、大阪府に次ぐ、全国で3番目の規模となっております。

広域連合長の就任にあたり、その責任の重さを改めて実感しているところでございます。

被保険者の皆様には、これからも日々の暮らしを安心して送っていただけるよう、県内33市町村と緊密に連携を図り、後期高齢者医療制度の安定的な運営に努めてまいります。

引き続き、皆様の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。



神奈川県後期高齢者医療広域連合長
(相模原市長)

加山俊夫

「振り込め詐欺」に気をつけて!!

【振り込め詐欺で多くの方が大事なお金をだまし取られる被害にあわれています】

平成27年の振り込め詐欺の被害者の約9割は70代以上の高齢者の方となっています。

広域連合や市(区)町村の職員を名乗り、保険料や医療費を払い戻しますと言ってお金をだまし取る「**還付金詐欺**」もよく見られる手口です。還付金詐欺では200万円以上をだまし取られた高齢者の方もいます。

職員が電話でATMなどでの手続きを指示することはありません。また、急に電話をかけて口座についてお聞きすることはありません(市区町村窓口で支給や還付などのお手続きをされた場合には銀行口座の番号や名義人の確認のお電話をする場合があります)。

このような電話があった場合には、すぐに銀行などに行かず、ご家族に改めてご確認したり、お住まいの地域の警察署や役所にご相談ください。

※役所の連絡先として嘘の番号を伝えてかけ直させる手口もあります。電話をかける場合は電話帳や広報紙などで電話番号を確認してください。

☆還付金詐欺の手口(例)

①期限を過ぎた医療費や保険料の返還があり、今なら、まだぎりぎりで行きつけの銀行のATMに行きつけたい。

②ATMの窓口で携帯電話越しに還付の手続きの指示を装って、振り込みの操作をさせる。



広告募集中!

神奈川県後期高齢者医療広域連合ではホームページ上での広告を募集しています。掲載に関する規程など詳細は当ホームページ(<http://www.union.kanagawa.lg.jp/>)「バナー広告募集中」を参照してください。

～ 健康診査を受けましょう! ～

生活習慣病の初期の段階では、特に自覚症状がないことも多いため、いつの間にか病気が進行してしまう危険があります。



生活習慣病の早期発見や重症化予防のため、被保険者の方を対象とした健康診査を市町村で行っています。年1回の受診をお勧めします。

- 基本的な健診項目は74歳までの特定健診と同じです。(腹囲測定を除く)
- 受診手続きは市町村によって異なります(詳細はお住まいの市町村の後期高齢者「健康診査担当窓口」にお問い合わせください)。

※第17号掲載内容もくじ※

- | ページ | 掲載内容 |
|-----|----------------------------------|
| ① | 広域連合長あいさつ
健康診査を受けましょう! |
| ② | 特集 よくある質問と回答 |
| ③ | //
上手な医療機関のかかり方とジェネリック医薬品について |
| ④ | 確定申告にあたっての注意点 |
| ⑤ | マイナンバーについて
モニター懇談会を開催しました |
| ⑥ | 平成26年度決算について |
| ⑦ | 議会報告(平成27年第2回定例会) |
| ⑧ | 長寿豆知識
振り込め詐欺に気をつけて! |

◆特集◆

《後期高齢者医療制度》よくある質問と回答



質問 1 給付費の振込まで、どのくらい時間がかかりますか。

回答 1 給付費の種類(療養費、高額療養費、高額介護合算療養費など)によって日数は異なりますが、市区町村窓口でお手続きいただいてから口座への振込まで、約3～4カ月かかります。
高額療養費については、一度ご申請いただき口座を登録いただいている場合、医療機関などでの受診から概ね1～2カ月後に、自動的にご登録の口座へ振込されます。
なお、お届けいただいた振込先の口座番号などの誤りや、医療機関などの診療内容の審査結果によっては、さらにお時間をいただく場合がございますので、ご了承ください。

質問 2 はり、きゅう、マッサージで保険を使えるのはどんなときですか。

回答 2 保険を使用するためには医師の診断書や同意書が必要となります。はり、きゅうについては対象となる疾病、マッサージについては医療上必要があって行われたと認められたものが対象となります。
※はり、きゅうの対象となる疾病
神経痛、リウマチ、頸腕症候群、五十肩、腰痛症、頸椎捻挫後遺症など



質問 3 医療費が高額となる診療を受けるときに、支払い額の上限があるそうですが、その金額はいくらでしょうか。その場合は、どのような手続きが必要でしょうか。

回答 3 医療費が高額となる診療を受ける際の支払いの上限額は、所得に応じて異なります。同じ月で同一の医療機関の診療の場合、下記の表の通りになります(金額は月額です)。
表の「現役並み所得者」「一般」の方は、事前のお手続きは不要です。病院・薬局などでお支払いの際に保険証をお出しください。
表の「市町村民税非課税世帯」の方は、事前にお住まいの市区町村窓口で「減額認定証」の交付申請をし、病院・薬局などでお支払いの際には減額認定証と保険証を提示してください。

所得区分	負担割合	外来(個人単位)	外来+入院(世帯単位)
現役並み所得者	3割	44,400円	80,100円+(総医療費-267,000円)×1%
一般		12,000円	44,400円
市町村民税 非課税世帯	低所得者Ⅱ(区分Ⅱ)	8,000円	24,600円
	低所得者Ⅰ(区分Ⅰ)		15,000円

なお、保険診療の対象外の診療がある場合、一つの薬局で複数の医療機関の処方せんがある場合などは、上限を超えてお支払いいただくことがあります。

質問 4 窓口で支払う医療費の自己負担割合は3割負担と1割負担があるそうですが、どのように決めるのですか。

回答 4 基準となる当年度(4月から7月までは前年度)の市町村民税課税所得(各種控除後の所得)で判定します。課税所得が145万円以上の場合は3割負担、145万円未満は1割負担となります。
また、自己負担割合は世帯単位で判定します。このため課税所得が145万円以上の被保険者の方がある世帯では、同じ世帯の後期高齢者医療被保険者も3割負担となります。
自己負担割合が「3割」に該当している方のうち、その方ならびに同じ世帯の他の後期高齢者医療被保険者などの収入額合計が次の場合、申請することにより一部負担金の割合が「1割」となります。

- 1 世帯に被保険者の方が2人以上いる場合の収入額の合計が520万円未満
- 2 世帯に被保険者の方が1人の場合:次のいずれかの額
 - ①収入額が383万円未満
 - ②世帯の70歳～74歳の方を含めた収入額の合計が520万円未満



質問 5 選って医療費の自己負担割合が変更になったときはどのような手続きが必要ですか。

回答 5 自己負担割合が「3割」から「1割」に変更になった場合、自己負担した差額の還付については、お住まいの市区町村窓口にご相談ください。
自己負担割合が「1割」から「3割」に変更になった場合は、本来負担すべき差額について、広域連合から請求させていただきます。



質問 6 65歳～74歳で一定の障がいがある場合は、後期高齢者医療制度に加入できるそうですが、どの程度の障がいだと対象になるのですか。

回答 6 65歳～74歳の方で、一定の障がいの状態にあると認定を受けることにより、後期高齢者医療制度に加入することができます。加入を希望される場合は、国民年金証書、各種手帳(身体障害者、精神障害者保健福祉、療育)、または医師の診断書など障がいの程度がわかるものをお持ちいただき、お住まいの市区町村窓口にてお手続きを行ってください。

- 一定の障がいの状態とは
 - 障害基礎年金1級および2級
 - 身体障害者手帳1級、2級および3級または4級のうち次のいずれかに該当する方
 - 下肢障害1号(両下肢のすべての指を欠くもの) ●下肢障害3号(1下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの) ●下肢障害4号(1下肢の機能の著しい障害) ●音声機能または言語機能の著しい障害
 - そしゃくの機能を欠くもの
 - 精神障害者保健福祉手帳1級および2級
 - 療育手帳A1およびA2
- なお、お持ちいただいた診断書などの内容によっては、制度に該当するかの判定にある程度の期間を要することがありますので、届出の前にお住まいの市区町村窓口にご相談ください。

質問 7 保険料が特別徴収(年金からの天引き)となる場合の要件について教えてください。

回答 7 特別徴収となる方は、原則として、次の要件すべてに該当する方となりますが、実際の特別徴収にあたっては、年金保険者から送付される年金情報と被保険者の情報を市町村において結びつける作業を行う必要があるなど、被保険者の方の状況により異なる場合があります。
個々の方の実際の徴収方法については、お住まいの市区町村窓口にお問い合わせください。

- 『要件』
- (1)特別徴収の対象となる年金を年額換算で18万円以上受給されている方
 - (2)介護保険料を特別徴収により納めている方
 - (3)介護保険料と後期高齢者医療保険料の合算額が年金受給額の2分の1を超えない方
- なお、複数の年金を受給している方については、国の定める順位により、優先順位の一番高い年金で上記の判定をすることとされています。

上手な医療機関のかかり方とジェネリック医薬品について

【上手な医療機関のかかり方について】

同じ病気で複数の医療機関を受診することは医療費を増やしてしまうだけでなく、重複する検査や投薬によりかえって体に悪影響を与えてしまう心配もあります。

今受けている治療に不安があるときには、そのことを医師に伝えて話し合ってみましょう。

【ジェネリック医薬品(後発医薬品)について】

ジェネリック医薬品(後発医薬品)とは、先発医薬品の特許満了後に製造・販売される一般的に安価な医薬品です。

ジェネリック医薬品を希望される方は、かかりつけの医師・歯科医師・薬剤師にご相談ください。

なお、ジェネリック医薬品に変えることにより、医療費が高くなる場合もあります。



確定申告にあたっては、次のことをご注意ください。

1 医療費控除を受ける場合について

高額療養費などの給付金については、『保険金などで補てんされる金額』となります。確定申告の際は、医療費控除の対象となる医療費から差し引いて申告してください。

『保険金などで補てんされる金額』には、療養費・高額療養費・高額介護合算療養費などの医療給付金、民間の生命保険や損害保険から支払いを受ける医療保険金、入院費給付金、傷害費用保険金などがあります。

高額療養費などの医療給付金額は、給付を受けた際に本広域連合が送付する通知書(ハガキ)、または本広域連合やお住まいの市区町村でご確認できます。



2 株式譲渡所得・配当所得について

<源泉徴収を選択している特定口座や配当所得等の確定申告と後期高齢者医療保険料の関係について>

源泉徴収を選択している特定口座内の株式等譲渡所得および上場株式等の配当所得については、確定申告をする必要がないこととされています。確定申告をしなかった場合、これらの所得は、後期高齢者医療保険料(以下、「保険料」という。)の算定対象となる所得には含まれません。

しかし、損益通算や繰越控除を適用するためなどの理由で確定申告をした場合は、これらの所得についても、給与や公的年金などの他の所得とともに、保険料の算定対象に含まれることになります。(下図参照)



確定申告をしない場合	株式等譲渡所得および上場株式等の配当所得は、保険料の算定対象とはなりません。
確定申告をする場合	株式等譲渡所得および上場株式等の配当所得(損益通算・繰越控除適用後)は、保険料の算定対象となります。

※申告による影響を考慮の上、申告するかどうかをご自身で選択してください。

※確定申告の結果、見込まれる税額上の還付分や減額分よりも、保険料の増額分が上回る場合がありますので、ご注意ください。

<自己負担割合について>

確定申告をする場合、その所得額および収入額が医療費の自己負担割合の判定対象に含まれるため、申告をした年の8月以降の負担割合が変更になる場合がありますので、ご注意ください。

<具体例>

例1 源泉徴収選択の特定口座の株式等譲渡所得が1,000万円で、繰越損失分が750万円の場合

確定申告をしない場合	株式等譲渡所得は保険料の算定対象となりません。
確定申告をする場合	株式等譲渡所得から繰越損失分を差し引いた250万円が保険料の算定対象となります。 株式等譲渡所得 1,000万円 - 繰越損失分 750万円 = 保険料算定対象 250万円

例2 源泉徴収選択の特定口座の株式等譲渡所得が500万円で、繰越損失分が500万円以上の場合

確定申告をしない場合	株式等譲渡所得は保険料の算定対象となりません。
確定申告をする場合	繰越損失分が株式等譲渡所得を上回るため、株式等譲渡所得は保険料の算定対象となりません。 株式等譲渡所得 500万円 - 繰越損失分 500万円以上 = 保険料算定対象 0円

マイナンバーについて



平成28年1月から

後期高齢者医療制度の手続きにおいて マイナンバー(個人番号)の記入が必要になります

平成28年1月から、マイナンバー制度が始まります。これからは、後期高齢者医療制度の申請書・届出書等(※)にある個人番号欄に、あなたのマイナンバーを記入してください。

※資格取得・喪失の届出、被保険者証等再交付の申請、基準収入額適用の申請、食事療養等差額支給の申請、療養費支給の申請、特定疾病認定証交付の申請、減額認定証交付の申請、高額療養費支給の申請、高額介護合算療養費支給の申請 など

■ご自身のマイナンバーは「通知カード」や「個人番号カード」、「住民票」で確認して記入してください。

- 「通知カード」は、平成27年10月から、被保険者一人ひとりに市区町村から送付されています。
- 「個人番号カード」は、申請者に、平成28年1月以降、市区町村窓口で交付されます。
- 「住民票」は、希望すればマイナンバーが記載された「住民票」が交付されます。
- 「被保険者証」には、マイナンバーは記載されていません。

■なお、市区町村窓口でマイナンバーを記載した書類を提出する際、「通知カード」だけでは本人確認は完了しません。記載されたマイナンバーが確かにご本人のものであるか、また、申請者がご本人であるかの確認が必要となりますので、「通知カード」のほか「運転免許証」や「パスポート」などの本人確認書類を持参する必要があります。

- 窓口での手続きでは、「本人の身元確認書類(運転免許証やパスポート等)」と「本人の番号確認書類(通知カードや住民票(マイナンバー付)等)」が必要です。
- 「個人番号カード」を取得すれば、1枚で「本人の身元確認書類」と「本人の番号確認書類」を兼ねますので、複数の書類の用意は不要です。

マイナンバー総合フリーダイヤル(内閣府・総務省)

☎ 0120-95-0178(無料)

平日 9:30~22:00 / 土日祝 9:30~17:30 ※12月29日~1月3日は対応できません。

モニター懇談会を開催しました

平成27年度第1回登録モニター懇談会を平成27年6月30日(火)、かながわ県民センターで開催しました。詳しい状況については、神奈川県後期高齢者医療広域連合ホームページに掲載しています。[\(http://www.union.kanagawa.lg.jp/\)](http://www.union.kanagawa.lg.jp/)



モニター懇談会の様子

当日の主な意見(ジェネリック医薬品差額通知、マイナンバー制度について)

- 薬局と相談してジェネリック医薬品を使っている。保険証にジェネリック医薬品の意思表示カードを入れておけば、医療機関等でその都度言う必要がない。
- ジェネリック医薬品を使うことで本人負担が軽くなり、医療費の削減にもつながるなら、差額通知を今後も継続してほしい。
- マイナンバーはいろいろな面で便利だが、その半面予期しないマイナス面が出るのではないかという不安もある。

◆登録モニター募集中◆

広域連合では、後期高齢者医療制度の運営改善等に活用するため、アンケート調査や懇談会に参加していただける登録モニターを募集しています。次の連絡先までお気軽にご連絡ください。

連絡先：神奈川県後期高齢者医療広域連合事務局 総務課 広報・広聴担当

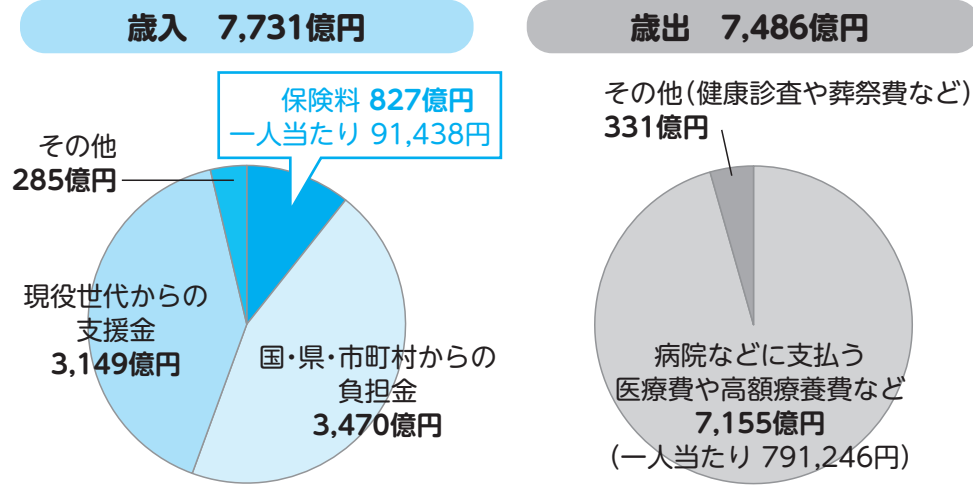
☎ 045-440-6714
ファクス 045-441-1500

平成26年度決算について

(注)金額は、端数処理をしています。また科目名は、正式名称ではありません。

I 神奈川県後期高齢者医療制度の財政状況について【特別会計】

後期高齢者医療制度を実施していくための費用は、被保険者の皆さまからの保険料のほか、国・県・市町村からの負担金、現役世代からの支援金などで賄われています。平成26年度は、総額7,731億円の歳入に対して、総額7,486億円の歳出となりました。



II 広域連合の事務運営経費について【一般会計】

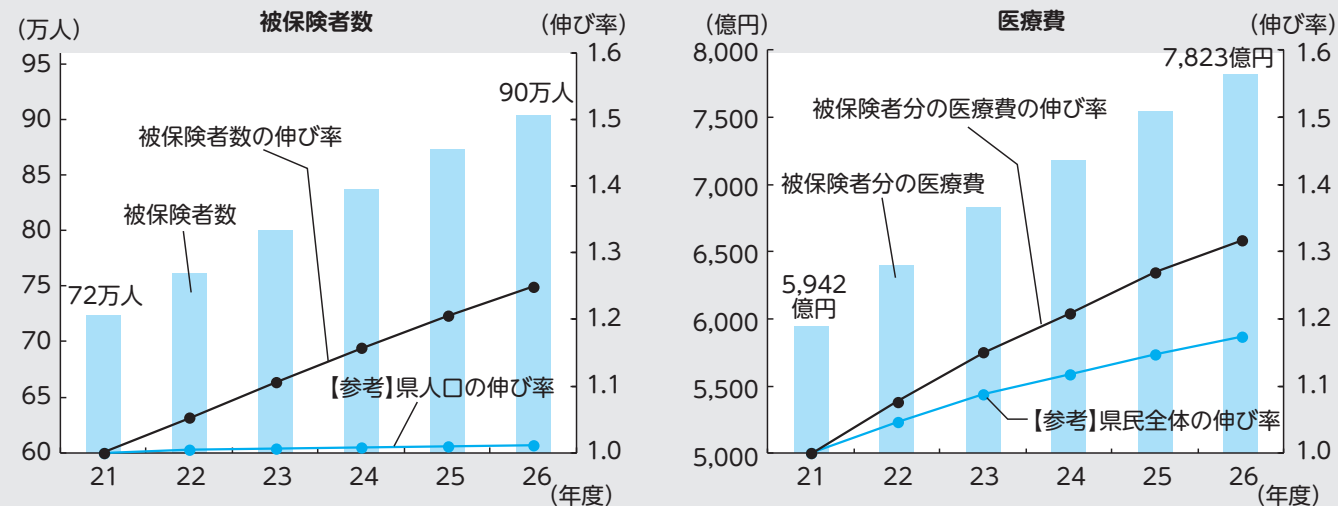
広域連合の運営に伴う事務経費は、主に県内市町村からの負担金や国からの補助金で賄われています。総額24億2,900万円の歳入に対して、総額23億4,753万円の歳出となりました。

歳入の主なものは、市町村からの負担金が17億4,920万円、国からの補助金が2億1,686万円、前年度繰越金が2億552万円などとなりました。

歳出の主なものは、保険証の作成・発送などの制度実施に係る経費が11億5,482万円、電算システムに係る経費が5億7,979万円、各市派遣職員に係る経費が3億3,213万円、基金に積み立てる経費が1億9,961万円などとなりました。

被保険者数と医療費の動向

県全体の人口や医療費の伸びに対して、被保険者数と医療費の伸び率が高い傾向にあり、今後もこの傾向が続くことが予測されます。



(注) 伸び率については、それぞれ平成21年度を1とした場合の伸び率を示しています。

広域連合の議会から

- ◆ 名 称 平成27年第2回定例会
- ◆ 開催日 平成27年8月21日(金)
- ◆ 主な議案 平成26年度決算(一般会計・特別会計)
- ◆ 出席議員 18名

▶ 詳細は、神奈川県後期高齢者医療広域連合事務局まで、お問い合わせください。



議会審議の様子

こんな質問がありました

質 問 医療費適正化の主な取組について、その費用と効果はどうなっているのか。

答 え レセプト二次点検は、広域連合において約13万件を委託により実施し、費用は約731万円で、県内市町村実施分を含めると、約13億円の効果がありました。

後発医薬品利用差額通知の送付は、平成26年9月に、約2万人の方に発送しました。費用は約239万円で、送付後の7か月分の診療において、保険者負担分約5,637万円の効果がありました。

重複・頻回受診者への訪問指導は、同じ医療機関を1か月に15回以上受診した方などの条件でレセプトのデータから抽出を行い、このうち38人の方に対して、保健師などが、実際に自宅を訪問し、指導しました。費用は約94万円で、6名の方が受診の仕方が変わったことなどにより、総医療費で約50万円の効果がありました。

質 問 神奈川県は被保険者の所得が高いため国の調整交付金の交付額が少なくなっているが、調整交付金が増えれば保険料の抑制となる。調整交付金の国への要望はどのように行っているのか。

答 え 本広域連合が加入している全国後期高齢者医療広域連合協議会から、毎年、厚生労働大臣へ要望を行っています。

平成27年6月10日に提出した要望書では、「調整交付金については、大都市を含む保険者に不利益が生じないように拡充を図ること」を要望しています。

質 問 今後どのように後期高齢者医療制度を運用していこうとしているのか。

答 え 今後も医療費の増大が見込まれる中であって、制度を維持していくためには、より中長期的な視点をもって、制度を運用していく必要があると考えております。国庫補助の活用や保険料の確実な収納による財源の確保、簡素で効率的な業務執行などにより、健全な財政運営を行っていきます。

あわせて、医療費の適正化や被保険者の健康の保持・増進の取組を通じて、少しでも医療費の伸びが抑えられるようにしていくことで、安定した、持続可能な制度となるよう努めてまいります。

次の議会は、平成28年3月の予定です。